

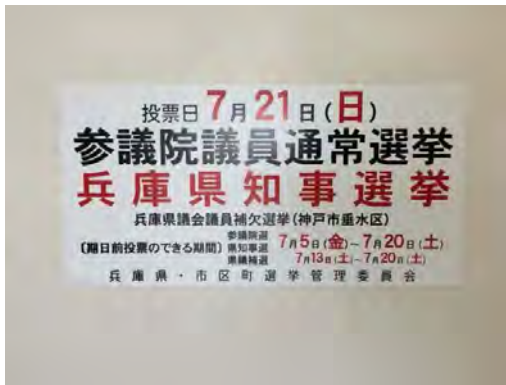
27. その他資料(選挙啓発関連資料・選挙公報)



市役所横断幕



三宮交差点看板



自動車用マグネットパネル



さんちかバナー



ポスター



しゃべるポスター



多目的クロス



うちわ



油取り紙



冷却シート

選挙のお知らせ

平成25年7月発行 / 神戸市選挙管理委員会

参議院議員通常選挙・兵庫県知事選挙 垂水区県会議員補欠選挙

投票日 **7月21日(日)** 午前7時～午後8時
そろって投票しましょう

大事な投票、忘れずに!



—垂水区県会議員補欠選挙の投票ができる人—

平成5年7月22日までに生まれた人で、

- ①平成25年3月1日までに神戸市の住民基本台帳に記録され、引き続き市内に居住し、6月20日現在(ただし、平成5年6月3日～7月22日の間に生まれた人は、7月3日現在)、垂水区の住民基本台帳に記録されている人
- ②平成25年3月2日～4月3日の間に、神戸市に転入届を出し、引き続き市内に居住し、7月3日現在、垂水区の住民基本台帳に記録されている人
- ③平成25年4月4日～4月11日の間に、神戸市に転入届を出し、引き続き市内に居住し、7月11日現在、垂水区の住民基本台帳に記録されている人

◆神戸市で投票できる人は

- 平成5年7月22日までに生まれた人で、平成25年4月3日までに神戸市の住民基本台帳に記録され、引き続き市内に居住している人です。
- ※なお、今年の4月4日以降に神戸市に転入届を出した人で、転入前の住所地の選挙人名簿に登録されている人は、転入前の住所地で参議院議員通常選挙の投票ができます。
- また、転入前の住所地が県内の他市町であった人は、転入前の住所地で兵庫県知事選挙の投票もできます。この場合、現在お住まいの区役所等が発行する「引き続き県内居住証明書」が必要です。(お住まいの区以外の市区町でも証明書発行の申請ができます。)
- ※垂水区県会議員補欠選挙は、左下の枠内をご参照ください。

◆投票所は

- 「投票のご案内」を公示・告示日(7月4日)以降、世帯ごとに封書でお送りしますので、ご自分の個票を確認のうえ、記載の投票所にご持参ください。
- ※なくしたり、忘れても投票できますので、投票所でお申出ください。
- 市内で住所を移した人(選挙人名簿に登録されている人)の投票所は、次のとおりです。
 - ①今年の6月20日までに「住民異動届」を出した人
⇒ **新しい住所地の投票所**
 - ②今年の6月21日以降に「住民異動届」を出した人
⇒ **もとの住所地の投票所**
- 今回の選挙で投票所が変更になる地域があります。
⇒ **3面に記載の地域**です。
- ご家族の「投票のご案内」を間違えてお持ちになる場合がありますので、投票所では、本人確認のため、お誕生月(〇月生まれ)をお尋ねしています。

◆投票方法等は

今回の選挙では、兵庫県知事選挙、参議院選挙区選挙と参議院比例代表選挙の3種類の投票となります。また、垂水区ではさらに、兵庫県議会議員の補欠選挙もあります。

- 兵庫県知事選挙：「桃色」の投票用紙に、「候補者の氏名」を書いて投票します。
(垂水区県会議員補欠選挙：「うぐいす色」の投票用紙に、「候補者の氏名」を書いて投票します。)
- 参議院選挙区選挙：「うすい黄色」の投票用紙に、「候補者の氏名」を書いて投票します。
- 参議院比例代表選挙：「白色」の投票用紙に、「候補者の氏名又は政党等の名称又は略称」を書いて投票します。

◆期日前投票は

選挙期日（7月21日）に、仕事やレジャーなどの予定のある人は、「期日前投票」をご利用ください。

●**受付場所は** ⇒ 選挙人名簿に登録されている区の区役所等の期日前投票所にお越しください。

◇北区の選挙人名簿に登録されている人⇒北区役所のほか、北神出張所や連絡所（山田、有馬、道場、八多、大沢、長尾、淡河）でもできます。

◇須磨区の選挙人名簿に登録されている人⇒須磨区役所のほか、北須磨支所でもできます。

◇西区の選挙人名簿に登録されている人⇒西区役所のほか、西神中央出張所や連絡所（伊川谷、押部谷、神出、岩岡、櫛谷、平野）でもできます。

※投票の際には、宣誓書の提出が必要となりますので、「投票のご案内」裏面に記載している様式に、予め必要事項を記入のうえご持参ください。

ご持参いただけない場合でも、期日前投票所で宣誓書を記入いただくことで投票できます。

●**受付期間・時間は**

◇期間 ⇒ ①参議院選挙区選挙と参議院比例代表選挙及び兵庫県知事選挙は、7月5日(金)～7月20日(土)

②垂水区県会議員補欠選挙は、7月13日(土)～7月20日(土)

※垂水区県会議員補欠選挙の投票が出来る人で、7月5日(金)～7月12日(金)の間に参議院選挙区選挙・比例代表選挙、兵庫県知事選挙の投票を済まされた人も、7月13日(土)以降に県会議員補欠選挙の投票ができます。

※期間中の土曜、日曜日も受け付けています。

◇時間 ⇒ 午前8時30分～午後8時（※北区、西区の連絡所は午前9時～午後5時）

（注）選挙期日（7月21日）には20歳になるが、期日前投票をするときにはまだ19歳の人は、期日前投票はできませんが、不在者投票をすることができます。

受付期間・場所は、期日前投票と同じです。

◆不在者投票は

●旅行や出張などで、選挙期日（7月21日）の投票も期日前投票もできない人は、事前に手続きをすれば滞在先の選挙管理委員会では不在者投票ができます。

◇手続きの概略は、次のとおりです。

①「投票のご案内」裏面に印刷の「宣誓書」に必要事項を記載のうえ、選挙人名簿に登録されている区の選挙管理委員会あてに郵送してください。

※「投票用紙等請求書兼宣誓書」の用紙は、滞在先の選挙管理委員会でも入手できます。

また、神戸市のホームページからもダウンロード出来ます。

⇒ <http://www.city.kobe.lg.jp/life/registration/shinsei/senkyo/01.html>

※FAXや電子メールでは、請求できません。

②選挙管理委員会から、投票用紙や「不在者投票証明書」（封筒に入っています。）等を滞在先にお送りします。

③お手元に投票用紙等が届きましたら、滞在先の市区町村の選挙管理委員会に出向いて、不在者投票を行ってください。

※不在者投票証明書の入った封筒は、ご自身で絶対に開封しないでください。（開封すると投票できません）

※自宅等で、投票用紙にあらかじめ候補者の氏名等を記載しないでください。

◇投票済みの不在者投票は、投票日当日の午後8時までに投票所に届く必要がありますので、お早めに手続きをしてください。

●病院や老人ホーム等に入院・入所中の人は

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院・老人ホーム等に入院・入所中であれば、その施設内において不在者投票ができます。各施設で、ご確認ください。

●身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は介護保険の被保険者証をお持ちの人は

◇次の①～③の表に該当する人は、事前に申請を行うことで、自宅等で「郵便等による不在者投票」をすることができます。

①身体障害者手帳をお持ちの人（○印は該当者）

障 害 名	障害の等級		
	1級	2級	3級
両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	△
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	—	○
肝臓、免疫の障害	○	○	○

②戦傷病者手帳をお持ちの人（○印は該当者）

障 害 名	障害の等級			
	特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
両下肢、体幹の障害	○	○	○	△
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	○	○	○	○

③介護保険の被保険者証（※資格者証ではありません。）をお持ちの人

被保険者の要介護状態区分	要介護5
--------------	------

- ◇上記の①～③に該当する人のうち、上肢又は視力の障害が1級などの人は、選挙管理委員会に届出た人（選挙権を有する人に限ります。）が、本人に代わって投票に関する記載をする「代理記載制度」があります。
- ◇いずれも、あらかじめ「郵便等投票証明書」を取り寄せておく必要がありますので、お住まいの区選挙管理委員会にお問い合わせください。
- ◇すでに「郵便等投票証明書」をお持ちの人は、7月17日(水)までに、当該証明書を添えて、登録されている区選挙管理委員会に投票用紙等をご請求ください。

◆点字投票・代理投票

目の不自由な人には「点字投票」、目や手が不自由で字を書くことができない人には投票所の係員が代筆する「代理投票」の制度があります。投票所や期日前投票所の係員にお申出ください。

なお、点字投票・代理投票は、期日前投票や不在者投票（※郵便等による不在者投票は除きます。）でも行うことができます。

- 投票所（期日前投票所）では、「投票済証」を会社への証明等のため必要な人に限ってお渡ししています。必要な人は、係員にお申出ください。

◆投票所が変更になった地域

区	投票所が変更になった地域	新しい投票所
中央区	脇浜海岸通1～4丁目、脇浜海岸通	脇の浜地域福祉センター
	加納町1・2・3丁目（1～5番を除く）、北野町1～4丁目、山本通1・2丁目	光の丘幼稚園
兵庫区	上祇園町、下祇園町、上三条町、下三条町、平野町（字上ノ山、字皿器谷、字平野谷、字済渡を除く）	平野小学校
	鶴越町（10番街区の一部（旧夢野の丘小学校）を除く）、清水町、小山町、滝山町、鶴越筋、熊野町4・5丁目、夢野町4丁目3番の一部（神戸光有会集会所）	夢野こどもホーム
北区	山田町東下、山田町西下、山田町坂本、山田町衝原	山田小学校
長田区	日吉町5・6丁目、若松町10・11丁目、大橋町10丁目、野田町4丁目、海運町2～4丁目、本庄町2～4丁目、長楽町2～4丁目、浪松町2～4丁目	エヴァ・タウン海運集会所
須磨区	高倉台1～8丁目、東須磨字青山、西須磨字西須磨、西須磨字立原谷、多井畑字萩原	高倉会館
	明神町5丁目、神撫町3～5丁目、禅昌寺町1・2丁目、妙法寺字（アチ口、榎原、三ツ滝、円満林（2・6番地）、兀山（1～6番地）、口ノ川）	板宿地域福祉センター
	妙法寺字（次の区域を除く：アチ口、榎原、三ツ滝、円満林（2・6番地）、兀山（1～6番地）、口ノ川、荒打、大津江、小崎、ゴマ谷、清水谷、菅ノ池、竹向イ〔竹向〕、辻、道正川、トン松、西丈夫谷、ぬめり石〔ヌメリ石〕、蓮池、東丈夫谷、山崎、上ノ池、東畑、万上畑）	妙法寺地域福祉センター
垂水区	西舞子1丁目、東舞子町の内5・6番の区域、狩口台7丁目の内15番の区域	舞子延命地藏南仮設投票所
	南多聞台3丁目の内6～8番の区域、西脇1・2丁目、本多聞1丁目	多聞会館
	西舞子8丁目、狩口台1・4・5丁目	狩口台地域福祉センター

◆選挙運動、選挙権等に関する法律が改正されました

- ◇今回の参議院議員通常選挙、兵庫県知事選挙から、インターネットを使った選挙運動が、出来るようになります。
 - ①有権者は、ウェブサイト等（ホームページ、ブログ、ツイッターやフェイスブック等のSNS、動画共有サービス、動画中継サイト等）を利用した選挙運動が可能となりますが、電子メール（SMTP方式及び電話番号方式）を利用した選挙運動は引き続き禁止されています。
 - ②候補者・政党等は、ウェブサイト等及び電子メールを利用した選挙運動が可能になります。
- (注)・選挙運動とは、特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的とし、投票を得又は得させるために、直接又は間接に有利な行為のことです。
 - ・選挙運動は、公示・告示日から投票の前日までしか行うことができません。
 - ・未成年者等は選挙運動をすることができません。

※詳しくは、総務省のホームページをご覧ください。 http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo10.html

- ◇成年被後見人の選挙権が回復されます。
 - 1 成年被後見人に係る選挙権及び被選挙権の欠格条項の削除
成年被後見人は選挙権及び被選挙権を有しないものとする規定が削除されました。
 - 2 代理投票における補助者の要件の適正化等及び不在者投票における公正確保の努力義務
 - (1) 代理投票の要件に係る条文上の表現を、「身体の故障又は文盲により自ら公職の候補者の氏名等を記載することができない」から「心身の故障その他の事由により自ら公職の候補者の氏名等を記載することができない」に改められました。
 - (2) 代理投票における補助者は、投票管理者が「投票所の事務に従事する者のうちから」定めるものとされました。
 - (3) 病院や老人ホーム等の不在者投票管理者は、市町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち合わせる事その他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならないものとされました。

◆前回（平成22年7月11日）執行の参議院議員通常選挙の投票率

神戸市区別投票状況一覧表

区名	当日有権者数			投票者数			投票率			(参考) 前々回の投票率
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	平成19年7月29日
東灘区	77,014	89,180	166,194	43,108	47,633	90,741	55.97	53.41	54.60	55.92
灘区	47,863	56,768	104,631	26,250	29,980	56,230	54.84	52.81	53.74	55.69
中央区	45,133	51,984	97,117	21,543	24,633	46,176	47.73	47.39	47.55	49.73
兵庫区	44,004	47,337	91,341	21,551	23,825	45,376	48.98	50.33	49.68	51.90
北区	86,933	97,337	184,270	47,454	51,080	98,534	54.59	52.48	53.47	56.40
長田区	38,916	43,989	82,905	19,653	22,458	42,111	50.50	51.05	50.79	53.49
須磨区	63,795	74,266	138,061	35,209	39,451	74,660	55.19	53.12	54.08	56.29
垂水区	85,485	97,735	183,220	46,800	52,115	98,915	54.75	53.32	53.99	55.60
西区	94,814	102,247	197,061	50,250	52,418	102,668	53.00	51.27	52.10	53.45
神戸市計	583,957	660,843	1,244,800	311,818	343,593	655,411	53.40	51.99	52.65	54.64

－ 投開票速報等の実施について －

7月21日(日)は、神戸市選挙管理委員会のホームページで、参議院議員通常選挙・兵庫県知事選挙等の投開票速報（神戸市分）を行います。

下記のアドレスからアクセスしてください。

●神戸市 <http://www.city.kobe.lg.jp>

●神戸市選挙管理委員会

<http://www.city.kobe.lg.jp/information/senkyo/index.html>

7月6日(土)から、毎日午前10時頃に前日の期日前投票の投票者数（神戸市分）の速報も掲示しています。

※お問い合わせは下記の選挙管理委員会へ

東灘区選挙管理委員会 TEL 078-841-4131(代)

灘区選挙管理委員会 TEL 078-843-7001(代)

中央区選挙管理委員会 TEL 078-232-4411(代)

兵庫区選挙管理委員会 TEL 078-511-2111(代)

北区選挙管理委員会 TEL 078-593-1111(代)

長田区選挙管理委員会 TEL 078-579-2311(代)

須磨区選挙管理委員会 TEL 078-731-4341(代)

北須磨支所 TEL 078-793-1212(代)

垂水区選挙管理委員会 TEL 078-708-5151(代)

西区選挙管理委員会 TEL 078-929-0001(代)

神戸市選挙管理委員会 TEL 078-322-5815(直)

あなたの思いを、投票しましょう 参議院議員・兵庫県知事選挙

7月21日(日)
7:00
～
20:00
(予定※)

私たちの代表を決める大切な選挙です。必ず投票しましょう。※選挙期日については国の決定後、正式に決まります

投票できる人

満20歳以上(平成5年7月22日までに生まれた人)で、平成25年4月3日までに神戸市の住民基本台帳に記録され、引き続き市内に住んでいる人

投票する場所

7月4日以降に世帯ごとに送付する「投票のご案内」を確認してください

投票日当日に投票できない人は

1. 仕事やレジャーなどの予定がある人

期日前投票 ▼場所=選挙人名簿に登録されている区の区役所・支所・出張所・連絡所

▼期間=7月5日(金)～20日(土)(土・日曜・祝日も受付)

8:30～20:00(ただし、北・西区の連絡所は9:00～17:00)

※「投票のご案内」裏面の宣誓書に必要事項を記入して持参してください

2. 長期の出張や旅行などで期日前投票もできない人

滞在先での不在者投票 事前に手続きをすれば、滞在先の市区町村の選挙管理委員会
会で不在者投票ができます

3. 病院や老人ホームなどに入院・入所中の人

指定施設での不在者投票 施設内で投票できます。詳しくは各施設に確認してください

4. 身体障害者手帳や戦傷病者手帳をお持ちの人、介護保険の要介護認定を受けている人

郵便などによる不在者投票 障害の程度や要介護の区分により、事前に申請を行うことで、郵便などによる投票ができます

☎ 住所地の区選挙管理委員会(電話番号は13面下参照)か市選挙管理委員会(☎322-5816、☎322-6150)

県議会議員補欠選挙

垂水区では、同時に県議会議員の補欠選挙が行われます。期日前投票ができるのは、7月13日(土)以降です。

今回の選挙から

- インターネットによる選挙運動が開始されました
詳しくは総務省HP [ネット選挙運動](#) 総務省 [検索](#)
- 成年被後見人の選挙権が回復されます

寄附禁止の3ない運動を進めましょう

1. 政治家は寄附(金銭や品物)を贈らない
2. 有権者は政治家に寄附を求めない
3. 有権者は政治家からの寄附を受け取らない



後期高齢者医療の保険料をお知らせします

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人と、65歳以上で一定の障害があり、申請により認定を受けた人が加入する制度です。
加入者の皆さんには、7月中旬に「保険料のお知らせ」を、7月下旬に新しい被保険者証を郵送します。

平成25年度
後期高齢者医療保険料のお知らせ

納付書はうしろについています。
全納払いが各期払いをお選びください。
全納払いをされた場合は、各期の納付書は使わないでください。
納付書に記載されている納期限までにお支払いください。

国保 太郎 様

見本

被保険者番号 ○○○○○○○○
被保険者氏名 国保 太郎

●平成25年度の保険料

保険料は一人一人にかかる「均等割額」と、前年の所得に応じた「所得割額」の合計額です。

保険料(年額) (上限額55万円)	=	均等割額 46,003円	+	所得割額 (前年の総所得金額など※-33万円) ×所得割率9.14%
----------------------	---	-----------------	---	--

※総所得金額など=収入額-公的年金等控除額など

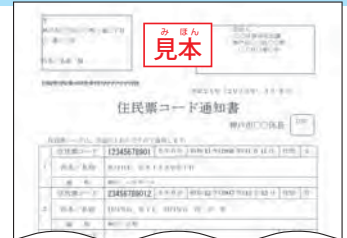
☎ 住所地の区役所・支所の介護医療係(電話番号は13面下参照)か下記コールセンターへ

専用
コールセンター ☎322-0350
▼設置期間/7月1日(月)～31日(水)(土・日曜、祝日除く)
▼受付時間/9:00～17:30

外国人住民の方へ

7月8日から、外国人住民の方の住民票コードが、住民基本台帳に、記載されます。

7月末までに住民票コード通知書を送ります。詳しくは、同封の書類をご確認ください。窓口や郵送による手続きは必要ありませんので、大切に保管してください。



☎マルチコンタクトセンター

日本語、英語、中国語、韓国語、朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語 対応
(☎335-5244、☎333-3314)

▼期間 7月1日(月)～8月31日(土) ▼時間 9:00～21:00

老朽危険家屋対策を強化します

高齢社会の進行などにより、適正な維持保全がされていない建築物が増え、倒壊などの恐れがあり、非常に危険です。

そのような建築物による被害から市民の皆さんを守るため、改正建築安全条例が、7月1日より施行されます。

・建物所有されている人へ

- ① 建物を適正に維持保全する義務の明確化
- ② 老朽危険家屋所有者に指導・助言・勧告を実施
- ③ 改善をしようとする所有者へ、専門家派遣などの支援制度を創設
- ④ 勧告に従わない所有者の氏名などを公表

・老朽危険家屋の近所にお住まいの人へ

- ① 自治会その他の地域団体との連携を開始
- ② 所有者不明で緊急の必要がある場合、市が必要最小限の措置を実施

☎ 安全対策課(☎322-5593、☎322-6116)

